行

目 次

規則 ◎高知県健康増進法施行細則の一部を改正する規則 告 示 ○種畜証明書の書換え交付の通報 (畜産振興課) ○土地収用法に基づく事業の認定(2 (用地対策課) ○車両制限令第3条第1項第3号の規定 による道路の指定及び当該道路の通行 方法の定め (道路課) ○車両制限令第3条第4項の規定による 道路の指定及び当該道路の通行方法の 定め 高知県公安委員会規則 ◎高知県道路交通法施行細則の一部を改正する規則 高知県公安委員会告示 ○警備員等に係る検定の実施

高知県健康増進法施行細則の一部を改正する規則をここに公布 する。

令和元年7月30日

高知県知事 尾﨑 正直

高知県規則第20号

高知県健康増進法施行細則の一部を改正する規則

高知県健康増進法施行細則(平成15年高知県規則第72号)の一 部を次のように改正する。

第5条を削る。

第6条中「厚生労働大臣又は」を削り、同条を第5条とする。

附則

この規則は、令和元年9月7日から施行する。

高知県告示第262号

家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)第8条第1項の規定 により、農林水産大臣から次のとおり種畜証明書を書換え交付し た旨の通報があったので、同条第2項の規定により告示する。 令和元年7月30日

高知県知事 尾崎 正直

種畜証明書番号 等	申請の事由	変更後	変更前
11350378887 若藤 (全和褐 236) 牛 褐毛和種	種畜の飼養 者の住所及 び氏名の変 更	高岡郡佐川町 高知県畜産試 験場	南国市 高知大学農林 海洋科学部附 属暖地フィー ルドサイエン ス教育研究セ ンター
11393759773 千代五月(全和 褐244) 牛 褐毛和種	種畜の飼養 者の住所及 び氏名の変 更	南国市 高知大学農林 海洋科学部附 属暖地フィー ルドサイエン ス教育研究セ ンター	高岡郡佐川町 高知県畜産試 験場

高知県告示第263号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第20条の規定に基づき事 業の認定をしたので、次のとおり告示する。

令和元年7月30日

高知県知事 尾﨑 正直

- 1 起業者の名称
 - 十佐市
- 2 事業の種類

十佐市複合文化施設駐車場整備事業

- 3 起業地
- (1) 収用の部分

土佐市高岡町字光永東ノ丁、字甲原畑南ノ丁及び字外城戸 北ノ丁地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

令和元年6月6日に土佐市から申請があった土佐市複合文化 施設駐車場整備事業(以下「本件事業」という。) に関する事 業認定の理由は、次のとおりである。

(1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について 本件事業は、土佐市の教育文化活動、コミュニティ形成 及び市民の交流を図る拠点となる複合文化施設の駐車場を 新たに整備する事業であり、土地収用法第3条第22号に掲 げる「社会教育法による公民館若しくは博物館又は図書館 法による図書館」及び同条第32号に掲げる「国又は地方公 共団体が設置する公園、緑地、広場、運動場、墓地、市場 その他公共の用に供する施設」に該当する。

したがって、本件事業は、土地収用法第20条第1号の要 件を充足すると判断される。

(2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について 本件事業の起業者である土佐市は、地方公共団体であ り、本件事業に要する経費及びその財源についての予算措 置も講じられていることから、本件事業を施行する権能を 有すると認められる。

したがって、本件事業は、土地収用法第20条第2号の要 件を充足すると判断される。

(3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について ア 本件事業の施行により得られる公共の利益について

土佐市では、計画的にまちづくりを進める指針とし て、「第5次十佐市行政振興計画」を平成22年4月に策 定し、生涯学習の推進、地域学習活動、文化活動及びコ ミュニティ形成の場として各種公共施設の集約整備を行 い、施設間での連携を図ることで、同市の教育文化活動 を高めるとともに、市民及び外来者が気軽に利用し、及 び交流することができる複合型の文教施設を整備するこ とにより、中心市街地の活性化を図ることとしている。 具体的には、老朽化、狭隘さ及び利便性の点で問題と なっている同一敷地内の市民会館、中央公民館及び社会 福祉センターの3施設(以下「従前施設」という。) 並 びに近隣に存する商工会及び近郊に存する市民図書館本 館(以下「既存図書館」という。)について、従前施設 の存する敷地内にこれらの5施設の機能を有する複合文 化施設(以下「新施設」という。) の建設を計画してい る。このような中、現状の従前施設の運営上、駐車場不 足が大きな問題となっている。現在の従前施設の駐車場 の収容台数は、既存図書館の10台分を含めて合計100台 (うち50台分は、借地により確保している。) である が、恒常的に不足している状況から、枠外及び敷地外に 駐車するケースが頻繁に発生し、利用者及び周辺店舗か ら苦情が多発するとともに、本来の駐車スペースではな い場所への駐車行為により、交通事故が懸念される危険 な状態となっている。一方、自家用車以外の交通手段と しては路線バスがあるが、1時間に1回程度の運行状況 でしかなく、市民の自動車保有率77.9パーセントが示し ているとおり、利用者の多くが自家用車を利用してい る。駐車場の利用が特に多くなるイベント開催時には、 隣接する十佐市立高岡第一小学校のグラウンドの一部を

臨時駐車場とするほか、近隣駐車場を借用するなど応急 的な対処をするものの、雨など天候不良により同小学校 のグラウンドを使用することができない場合や、同小学 校の行事と重なった際には、駐車台数を制限されること から、利用者に不便をきたすこととなり、駐車場の確保 が施設の運営上の大きな負担となっている。

本件事業は、現状不足している従前施設の駐車場につ いて、今後の新施設の建設に伴い、駐車場の需要が更に 拡大すると予想されることも踏まえて、不足する駐車台 数分の駐車場整備を行うものである。

同市では、新施設に必要な駐車場台数の検討に当た り、平成28年9月6日 (火) から同月11日 (日) までの 間に実施した駐車台数の実態調査により、駐車台数の状 況を確認し、その台数に新施設の完成後の将来予測を考 慮し、平常時の最大必要台数を129台とした。また、イ ベント開催時における駐車場台数については、実績のあ るイベントにおける最大駐車台数295台を参考とし、新 施設の必要駐車台数について、一般来館者等の平常時の 必要駐車台数129台とイベント開催時の最大駐車台数295 台とを合計した424台を基準として検討を行った。その 結果、イベント内容等による来館者の増減及び曜日、時 間帯等による一般来館者の増減等による駐車台数の変化 に伴う一時的な駐車台数の不足分については、隣接する 同小学校のグラウンド等の使用により対応することで、 整備する駐車台数の目標値を299台とし、現時点で確保 されている85台分の駐車台数に対して不足する214台分 について整備を行うこととした。

本件事業によって、生涯学習及び創造を支援し、地域 の福祉及び活力を支える新拠点である複合文化施設の利 用者の利便性の向上が図られることから、本件事業の施 行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認め られる。

イ 本件事業の施行により失われる利益について

本件事業における環境影響評価については、環境影響 評価法 (平成9年法律第81号) に定める対象事業の要件 に該当しないため、環境影響評価を実施しないが、本件 事業の性格上、大気汚染、悪臭、水質汚濁、騒音、震動 等を生じる施設ではないことから、周辺環境への影響は 極めて少ないものと考えられる。

希少野生動植物については、高知県林業振興・環境部 環境共生課に対して、保護すべき動植物についての問い 合わせた情報を基に、現地調査を実施した結果、高知県 希少野牛動植物保護条例(平成17年高知県条例第78号) により、起業者が特に保護を図る必要があると認められ る11種並びに高知県レッドリスト(動物編)及び高知県 レッドリスト(植物編)に掲載のある動植物は確認され なかった。

また、埋蔵文化財については、周知の埋蔵文化財への 影響について、土佐市教育委員会と協議を行った結果、 本件事業に係る工事に伴う掘削深度では、埋蔵文化財に 影響を与えるものではないことから、試掘調査は行わな いこととし、本件事業の施行中、新たな埋蔵文化財包蔵 地であることが判明した場合には、同市教育委員会等と の調整を図り、発掘調査を行うなど、適切に対応を行う こととしている。

以上のことから、本件事業の施行により失われる利益 は、軽微であると認められる。

ウ 代替案の検討について

本件事業に係る起業地は、新施設への距離、将来的な 他の事業計画の有無、安全な起業地への出入りの確保、 起業地の前面道路の円滑な交通の確保及び起業地付近で の利用者の安全な移動の確保について十分な検討のも と、3候補地を選定した上で、それぞれの土地の取得に 係る費用等の経済性も考慮し、総合的に判断した結果、 他の候補地2案と比較して最も適地であると判断され

このことから、本件事業に係る起業地が最も適切であ ると認められる。

エ 比較衡量

アで述べた得られる公共の利益とイで述べた失われる 利益とを比較衡量した結果、本件事業の施行により得ら れる公共の利益は、失われる利益に優越すると認められ るとともに、ウで述べたように、本件事業に係る起業地 は、他の候補地と比較して最も適切であると認められ

したがって、本件事業は、土地収用法第20条第3号の要 件を充足すると判断される。

(4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について ア 事業を早期に施行する必要性

(3)のアで述べたように、本件事業は、複合文化施設 の駐車場を整備するものであるが、集約する施設のうち 市民会館は、特に老朽化が著しく安全な利用が困難であ るとして、平成25年に閉館し、平成27年に施設の解体を 行ったところであり、その後のイベント等は、規模及び 内容に応じて他の施設を利用して急場をしのいでいる状 況である。このため、施設の早期の完成が必要であるこ とから、平成30年2月に着工し、令和元年度中の開館を 目指しているところであり、本件事業も施設の開館の時 期に合わせ施行が急がれる状況である。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性

は、高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用の合理性

必要駐車台数を駐車実態調査及び実績駐車台数等から 299台とした上で、不足する最低確保必要台数214台に対 して、申請地面積5.156.85平方メートルは、これを確保 するためのもので、本件事業に係る起業地の範囲は、必 要最小限の土地の取得であるものと認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要 があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件 を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までにおいて述べたように、本件事業は、 土地収用法第20条各号の要件を全て充足すると判断され

以上の理由により、本件事業について、土地収用法第20条の 規定に基づき、事業の認定をするものである。

5 土地収用法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 十佐市役所

高知県告示第264号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第20条の規定に基づき事 業の認定をしたので、次のとおり告示する。

令和元年7月30日

高知県知事 尾崎 正直

1 起業者の名称

香美市

2 事業の種類 香美市立新図書館建設事業

- 3 起業地
- (1) 収用の部分

香美市十佐山田町楠目字大ツカ西地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

館」に該当する。

令和元年6月12日に香美市から申請があった香美市立新図書 館建設事業(以下「本件事業」という。) に関する事業認定の 理由は、次のとおりである。

(1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について 本件事業は、香美市において今後、図書資料の充実及び その提供を通じて知の拠点としての役割並びに市民が学 び、及び交流を通じて市内外に市の魅力を発信する拠点と しての役割を持つ安全安心で利便性の高い図書館を整備す る事業であり、土地収用法第3条第22号に掲げる「社会教 **育法による公民館若しくは博物館又は図書館法による図書**

したがって、本件事業は、土地収用法第20条第1号の要

榖

件を充足すると判断される。

(2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について 本件事業の起業者である香美市は、地方公共団体であ り、本件事業に要する経費及びその財源についての予算措 置も講じられていることから、本件事業を施行する権能を 有すると認められる。

したがって、本件事業は、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について ア 本件事業の施行により得られる公共の利益について

現在、香美市内の図書館は、同市土佐山田町に本館 が、同市香北町及び同市物部町に分館があり、このう ち、同市土佐山田町の本館は、平成10年に旧郵便局を取 得した建物を図書館として改装し、及び補強したもので あるが、建物は昭和42年に建てられて以来約50年が経過 している。このため、雨漏りが発生するなど老朽化が深 刻化しているほか、昭和56年6月1日以降に建築確認を 受ける建築物に適用される耐震基準(以下「新耐震基 準」という。) に適合した建物ではないため、その危険 性も大きな問題となっている。加えて、施設としてのス ペースが不足しているため、閲覧席の座席間隔が狭く、 イベント開催時にはイベント内容を制約する必要が生じ ているとともに、収蔵する蔵書が増やせないなど、市民 のニーズに対応したサービスを行うことができていない 状況である。また、駐車場についても、スペース不足の 問題から、恒常的に不足している状況である。本件事業 は、これらの問題を解決するため、同市十佐山田町に図 書館本館を新たに建設するものである。

香美市は、平成30年4月に策定した「香美市立図書館 建設事業基本計画」に基づき、新たな図書館本館(以下 「新図書館」という。) について、バリアフリー化、ユ ニバーサルデザインの導入、自然光の活用及び省エネル ギー・創エネルギーへの対応、歩行者と自動車との出入 りを分離した安全面に配慮した駐車場の整備並びに憩い の場としての機能を持たせた外構の整備など、周辺環境 及び来館者の利便性に十分配慮するとともに、地域との 調和を持った環境づくりを基に施設整備を行うこととし た。新図書館の機能としては、蔵書約10万冊を収蔵して 学ぶための環境を整備し、郷土資料コーナー及びティー ンズコーナーを設けるなど、各年代層の需要に合う豊富 な資料を整えることにより市民の生涯学習を支援し、飲 食室、グループ学習室等を設け、市民の交流の場とする ほか、書架を窓に向かって配置することにより風景を楽 しめる読書空間を提供することとしている。そのほか、 静粛読書室、学習・読書室、対面音訳・録音室、お話の 部屋及びホールを設け、知の拠点としての機能を有した施設とし、その規模及び構造は、延べ床面積1,589.83平方メートル(屋内床面積1,510.92平方メートル)、鉄筋コンクリート造・鉄骨造一部木造平家建てとした。本件事業に係る起業地は、同市の中心市街地に近接し、現在宅地化が進んでいる場所で、周辺には大型店舗、公共施設等があり、利便性が良い立地条件である。また、新図書館は、高知市方面へのアクセスに優れ、通勤に多く利用されるほか、十分な幅員の歩道が両側に整備されているため通学路としても利用されている主要幹線道路の県道前浜植野に接しており、通勤通学途中の利用者の増加も見込まれる。

本件事業は、図書資料の充実等を通じて同市における 知の拠点としての役割並びに市民の学び及び交流を通じ て市内外に同市の魅力を発信する拠点としての役割を持 つ施設整備を行うことから、本件事業の施行により得ら れる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

イ 本件事業の施行により失われる利益について

本件事業における環境影響評価については、環境影響 評価法(平成9年法律第81号)に定める対象事業の要件 に該当しないため、環境影響評価を実施しないが、本件 事業の性格上、大気汚染、悪臭、水質汚濁、騒音、震動 等を生じる施設ではないことから、周辺環境への影響は 極めて少ないものと考えられる。

希少野生動植物については、高知県希少野生動植物保護条例(平成17年高知県条例第78号)により、起業者が特に保護を図る必要があると認められる11種並びに高知県レッドリスト(動物編)及び高知県レッドリスト(植物編)に掲載のある動植物については、現地調査の結果、生育は確認されなかったが、今後、生育が確認された場合には、適切な処置を講ずることとしている。

また、埋蔵文化財については、本件事業に係る起業地内の試掘の結果、埋蔵文化財包蔵地であることが判明したため、新図書館の建設に伴う開発工事に先立って、香美市教育委員会と調整を図り、発掘調査を行うなど、適切な処置を講ずることとしている。

以上のことから、本件事業の施行により失われる利益 は、軽微であると認められる。

ウ 代替案の検討について

本件事業に係る起業地については、新図書館の建設に当たって、検討委員会を設置し、施設に必要な機能及び立地条件等から11候補地を挙げ、市民アンケート等による意見を踏まえた検討を経て3候補地を選定した上で、それぞれの土地の取得に係る費用等の経済性も考慮し、総合的に判断した結果、他の候補地2案と比較して最も

適地であると判断される。

このことから、本件事業に係る起業地が最も適切であると認められる。

工 比較衡量

アで述べた得られる公共の利益とイで述べた失われる 利益とを比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益は、失われる利益に優越すると認められるとともに、ウで述べたように、本件事業に係る起業地は、他の候補地と比較して最も適切であると認められる。

したがって、本件事業は、土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

- (4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について
 - ア 事業を早期に施行する必要性

(3)のアで述べたように、本件事業は、香美市土佐山 田町に新図書館を建設するものであり、既存図書館の老 朽化及び新耐震基準への不適合並びに蔵書の増冊ができ ないなど施設の狭小さによる図書館サービスの不全並び に駐車場が不足していること等から早期の施設整備が急 務となっている。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性 は、高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用の合理性

延べ床面積については、香美市の人口規模に対する整備目標面積に財政状況を勘案した1,700平方メートル程度と想定し、新図書館の敷地面積については、施設床面積に施設利用者の増加を想定した上で必要な駐車場面積を加え、それぞれ検討を経て、延べ床面積を1,589.83平方メートルと、新図書館の敷地面積を4,195.90平方メートルとして整備を計画しており、必要最小限の土地の取得であるものと認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までにおいて述べたように、本件事業は、 土地収用法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

以上の理由により、本件事業について、土地収用法第20条の 規定に基づき、事業の認定をするものである。

5 土地収用法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 香美市役所

高知県告示第265号

車両制限令(昭和36年政令第265号)第3条第1項第3号の規 定により、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである 道路を次のとおり指定し、併せて、同令第10条第1項の規定により、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

令和元年7月30日

高知県知事 尾崎 正直

1 指定する道路の路線名及び区間

路線名	区間	
県道仁井田竹中	高知市池字堀越1426番4から 高知市池字蒲浦344番1まで	

- 2 指定する期日 令和元年7月31日
- 3 通行方法

1の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

(1) 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識、樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

(2) 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上及び縦寸法0.12メートル以上及び縦寸法0.23メートル以上又は横寸法0.12メートル以上及び縦寸法0.23メートル以上の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

(3) 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがある ので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のない ことを確認の上走行すること。

高知県告示第266号

車両制限令(昭和36年政令第265号)第3条第4項の規定により、通行する国際海上コンテナの運搬用のセミトレーラ連結車(以下「国際海上コンテナ車」という。)の重量及び長さの最高限度がそれぞれ同項第1号及び第2号に掲げる値である道路を次のとおり指定し、併せて、同令第10条第2項の規定により、当該道路を通行する当該国際海上コンテナ車の通行方法を次のとおり定める。

令和元年7月30日

高知県知事 尾﨑 正直

1 指定する道路の路線名及び区間

路線名	区間	
県道高知空港	南国市物部字島田753番4から 南国市物部字新開乙200番2まで	
県道春野赤岡	高知市仁井田字長野3887番1から高知市池字堀越1424番2まで	
県道桂浜はりまや	高知市桟橋通五丁目15番1から 高知市桟橋通二丁目112番まで	
県道桂浜宝永	高知市弘化台90番から 高知市二葉町1501番まで	
	高知市仁井田字新ケ端3634番17から 高知市五台山字北タナスカ5015番1まで	
県道高知北環状	高知市薊野北町四丁目175番2から 高知市高須新町一丁目154番1まで	
県道仁井田竹中	高知市池字堀越1426番4から 高知市池字蒲浦344番1まで	
県道高知港	高知市桟橋通六丁目39番から 高知市桟橋通六丁目39番(県道桂浜はり まやとの交点)まで	
県道高知南インタ ー	高知市高須新町三丁目103番1から 高知市仁井田字長野3893番1まで	
	高知市五台山字五郎右衛門井表470番1 から 高知市五台山字北タナスカ5015番1まで	

- 2 指定する期日 令和元年7月31日
- 3 通行方法

1の道路を通行する重量及び長さの最高限度がそれぞれ車両制限令第3条第4項第1号及び第2号に掲げる値である国際海上コンテナ車は、次の通行方法によらなければならない。

(1) 交差点における左折又は右折に当たっての誘導 ア 次の表の左欄に掲げる路線から同表の中欄に掲げる交 差点を左折して同表の右欄に掲げる路線に進むときは、 他の車両等(道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第11号の2に規定する自転車及び同項第17号に 規定する車両等をいう。以下同じ。)との衝突の危険を 生じさせないよう、当該国際海上コンテナ車及び他の車 両等の誘導を行う者又は車両を配置すること。

路線名	交差点名	路線名
県道桂浜宝永	五台山交差点(高知 市五台山字北タナス カ5015番1)	県道桂浜宝永
県道桂浜はりまや	栈橋通五丁目交差点 (高知市桟橋通五丁 目15番1)	県道高知港

イ 次の表の左欄に掲げる路線から同表の中欄に掲げる交差点を右折して同表の右欄に掲げる路線に進むときは、 他の車両等との衝突の危険を生じさせないよう、当該国際海上コンテナ車及び他の車両等の誘導を行う者又は車両を配置すること。

路線名	交差点名	路線名
県道桂浜宝永	五台山交差点(高知 市五台山字北タナス カ5015番1)	県道桂浜宝永
県道高知港	栈橋通五丁目交差点 (高知市桟橋通五丁 目15番1)	県道桂浜はりまや

- (2) 橋等(橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路(高速自動車国道法(昭和32年法律第79号)第4条第1項に規定する高速自動車国道を除く。)をいう。以下同じ。)の通行
- ア 徐行すること。
- イ 橋等の1の径間の1の車線において限度超過車両(道路法(昭和27年法律第180号)第47条の2第1項に規定する限度超過車両をいう。)又は他の当該国際海上コンテナ車と連続して通行しないよう十分に注意すること。

公安委員会規則

高知県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布

斑

する。

令和元年7月30日

高知県公安委員会委員長 古谷 純代

高知県公安委員会規則第3号

高知県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

高知県道路交通法施行細則(昭和35年高知県公安委員会規則第 5号)の一部を次のように改正する。

別表第2中

県道土佐山田 234号)

香美市土佐山田町宝町一丁目1番地先か 野市 (県道 | ら同市土佐山田町宝町一丁目122番1地 先まで

野市(県道 234号)

県道土佐山田 | 香美市土佐山田町宝町一丁目1番地先か ら同市土佐山田町宝町一丁目122番1地 先まで

県道仁井田竹 高知市池字堀越1426番4から同市池字蒲 中 (県道247 浦344番1まで

に改める。

号)

附則

この規則は、令和元年7月31日から施行する。

公安委員会告示

高知県公安委員会告示第10号

警備業法(昭和47年法律第117号)第23条第1項に規定する警 備員又は警備員になろうとする者に対する検定を次のとおり実施 する。

令和元年7月30日

高知県公安委員会委員長 古谷 純代

- 1 検定を実施する警備業務の種別及び級
 - 施設警備業務 1級
- 2 検定の実施日及び開始時間並びに実施場所
- (1) 検定の実施日及び開始時間 令和元年10月30日(水)午前9時
- (2) 検定の実施場所

高知市春野町芳原2485番地

高知県立春野総合運動公園陸上競技場

3 検定の実施予定人員 30人

4 受検資格者

高知県内に住所を有する者(以下「県内に住所を有する者」 という。) 又は高知県外に住所を有する者で高知県内に設けら れた警備業の営業所に所属する警備員(以下「県外に住所を有 する警備員」という。)で、次のいずれかに該当するものとす

- (1) 施設警備業務2級の検定に係る合格証明書の交付を受 けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、 当該種別の警備業務に従事した期間が1年以上であるもの
- (2) 高知県公安委員会から(1)に掲げる者と同等以上の知 識及び能力を有すると認める者として、施設警備業務1級 検定受検資格認定書(以下「1級検定受検資格認定書」と いう。)の交付を受けた者
- 5 検定の方法

学科試験及び実技試験により行い、合格基準は、それぞれ90 パーセント以上の成績であることとする。ただし、学科試験に 合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

- (1) 学科試験
- ア 警備業務に関する基本的な事項
- イ 法令に関すること。
- ウ 警備業務対象施設における保安に関すること。
- エ 施設警備業務の管理に関すること。
- オ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合にお ける応急の措置に関すること。
- (2) 実技試験
 - ア 警備業務対象施設における保安に関すること。
 - イ 施設警備業務の管理に関すること。
 - ウ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合にお ける応急の措置に関すること。
- 6 検定の申請手続

検定を受けようとする者は、次のとおり検定の申請手続を行 うこと。

(1) 検定の申請の受付期間

令和元年9月9日(月)から同月13日(金)までの午前 8時30分から午後5時までの間とする。

(2) 検定申請書等の提出方法

検定申請書等は、県内に住所を有する者にあっては住所 地を管轄する警察署に、県外に住所を有する警備員にあっ てはその属する営業所の所在地を管轄する警察署に提出す ること。

なお、郵送又は代理人による申請は、受け付けない。

- (3) 提出書類等
- ア 検定申請書 1 通
- イ 県内に住所を有する者にあっては住所地を疎明する書 面、県外に住所を有する警備員にあっては当該営業所に

属することを疎明する書面 1通(現に警備員であっ て、住所地及びその属する営業所の所在地の両方を高知 県内に有するものにあっては、いずれも提出することを 要しない。)

- ウ 写真(検定の申請前6月以内に撮影した無帽、正面、 上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチ メートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記 載したもの) 2枚
- エ 4の受検資格者に該当することを疎明する次の書面
- (ア) 4の(1)に該当する者にあっては、施設警備業務 2級の検定に係る合格証明書の写し及び施設警備業務 に従事していたことを疎明する警備業者等の作成に係 る書面
- (イ) 4の(2)に該当する者にあっては、1級検定受検 資格認定書の写し
- (4) 受検対象者の確定方法

受検対象者の確定方法は、先着順とし、検定の実施予定 人員に達した時点で検定の申請の受付を締め切る。

(5) 受検票の交付

受検対象者として確定した者に対しては、検定申請書等 を受理した警察署において受検票を交付する。

7 検定手数料の額並びに納付の時期及び方法

検定を受けようとする者は、検定手数料として、16,000円の 額に相当する高知県収入証紙を検定申請書等の提出時に納付す ること。

なお、納付された検定手数料は、返還しない。

- 8 検定の実施に関し必要な事項
- (1) 受検時の服装

警備員にあっては制服とし、その他の者にあっては実技試 験を受けられる服装とすること。

- (2) 持参品
- ア 受検票
- イ 筆記用具
- ウ 帽子(制服で使用している帽子、ヘルメット等)又は運
- エ 昼食(学科試験に合格した場合に必要となる。)
- 9 検定の実施に関する問い合わせ先

高知県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業係(電話番 号088-826-0110内線3022、3024) 又は県内の各警察署警備業 担当係